横浜市福祉のまちづくり条例施行規則

改正案本文（改正箇所）

* 下線部分が改正部分

|  |
| --- |
| 別表第８（第４条第２項）　公共交通機関の施設に関する指定施設整備基準（平16規則103・平20規則８・平25規則68・令元規則19一部改正） |
| 整備項目 | 指定施設整備基準 |
| １　移動等円滑化された経路 | (1) 公共用通路(公共交通機関の施設の営業時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって当該施設の外部にあるものをいう。以下同じ。)と車両等の乗降口との間の経路であって、高齢者、障害者等の円滑な通行に適するもの(以下「移動等円滑化された経路」という。)を、乗降場ごとに１以上設けなければならない。(2) (1)に定める移動等円滑化された経路は、２の項(1)及び３の項(1)に定めるものでなければならない。(3) (1)に定める移動等円滑化経路において、床面に高低差がある場合は、６の項に定める傾斜路又は８の項に定めるエレベーターを設けなければならない。ただし、構造上の理由により傾斜路又はエレベーターを設置することが困難である場合は、９の項(2)に定めるエスカレーターをもってこれに代えることができる。(4) 公共交通機関の施設に隣接しており、かつ、公共交通機関の施設と一体的に利用される他の施設の６の項に定める傾斜路又は８の項に定めるエレベーターを利用することにより高齢者、障害者等が公共交通機関の施設の営業時間内において常時公共用通路と車両等の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、前項の規定によらないことができる。(5) 公共用通路と車両等の乗降口との間の経路であって主たる通行の用に供するものと当該公共用通路と当該車両等の乗降口との間に係る移動等円滑化された経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくしなければならない。(6) 乗降場間の旅客の乗継ぎの用に供する経路((7)において「乗継ぎ経路」という。)のうち１以上は、(2)から(5)までの基準に適合するものでなければならない。(7) 主たる乗継ぎ経路と(6)の基準に適合する乗継ぎ経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくしなければならない。(8) (2)または(7)においては、条例第28条第１項の協議をする際、長さの差をできる限り小さくしていることを書面により説明しなければならない。(9) 線路、水路等を挟んだ各側に公共用通路に直接通ずる出入口がある場合には、(1)の規定にかかわらず、当該各側の出入口に通ずる移動等円滑化された経路をそれぞれ１以上設けなければならない。ただし、施設の規模、出入口の設置状況その他の状況及び当該施設の利用の状況を勘案して、高齢者、障害者等の利便を著しく阻害しないと市長が認める場合は、この限りではない。 |
| ２　出入口 | (1)　出入口のうち1以上は、次に掲げるものでなければならない。ア　幅は、180センチメートル以上とすること。イ　段を設けないこと。ただし、段を4の項に定める構造に準じたものとし、5の項に定める構造の傾斜路を併設した場合は、この限りでない。ウ　路面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。エ　戸は、自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。オ　出入口を横断する排水溝を設ける場合は、車いすのキャスターが落ち込まない構造のふたを設けること。(2)　(1)に定める構造の出入口以外の出入口に段が生じる場合は、4の項に定める構造に準じたものにしなければならない。 |
| ３　通路 | (1)　通路のうち1以上は、次に掲げるものでなければならない。ア　幅は、主要な通路にあっては180センチメートル以上とし、その他の通路にあっては140センチメートル以上とすること。イ　段を設けないこと。ただし、段を4の項に定める構造に準じたものとし、5の項に定める構造の傾斜路を併設した場合は、この限りでない。ウ　床面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。エ　壁面及び柱面の看板及び設置物は、突き出さないようにすること。やむを得ず突き出す場合は、面を取るなどの措置をとること。(2)　(1)に定める構造の通路以外の通路に段が生じる場合は、4の項に定める構造に準じたものにしなければならない。 |
| ４　改札口 | 　改札口のうち1以上は、幅を90センチメートル以上にしなければならない。 |
| ５　階段 | 階段は、次に掲げるものでなければならない。(1)　幅は、130センチメートル以上とすること。(2)　階段の両側には、6の項に定める構造の手すりを設けること。(3)　回り段を設けないこと。(4)　踏面は滑りにくい仕上げとし、段鼻には滑り止めを設けること。(5)　段鼻は、突き出さないようにし、踏面及び蹴上げと識別しやすい色とすること。(6)　蹴込板を設けること。 |
| ６　傾斜路 | 1の項(1)に定める構造の出入口及び2の項(1)に定める構造の通路に設ける傾斜路は、次に掲げるものでなければならない。(1)　表面は、滑りにくい仕上げとすること。(2)　幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、段に併設する場合は、100センチメートル以上とすることができる。(3)　勾配は、12分の1以下とすること。(4)　高低差が75センチメートルを超える傾斜路については、高さ75センチメートル以内ごとに長さ150センチメートル以上の平たんな部分を設けること。(5)　傾斜路の始終端部には、長さ150センチメートル以上の平たんな部分を設けること。(6)　傾斜路の両側には、側壁又は高さ5センチメートル以上の立ち上がり部を設けること。(7)　必要に応じ、6の項に定める構造の手すりを設けること。 |
| ７　手すり | 4の項に定める構造の階段及び5の項に定める構造の傾斜路に設ける手すりは、次に掲げるものでなければならない。(1)　高さ75センチメートル以上85センチメートル以下のものと高さ65センチメートルのものとを併設すること。(2)　階段の踊場及び傾斜路の平たんな部分の手すりは、連続して設けること。(3)　握りやすい形状とすること。(4)　手すりは、階段及び段並びに傾斜路の始終端部から高齢者、障害者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込むこと。 |
| ８　エレベーター | (1)　エレベーターを設ける場合は、次に掲げるものでなければならない。ア　籠及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ80センチメートル以上とすること。イ　籠の奥行きは135センチメートル以上とし、籠の幅は140センチメートル以上とすること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車いす使用者が円滑に乗降できる構造のものについては、この限りでない。ウ　籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。エ　籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。オ　籠内には、戸の開閉状態等を確認することができる鏡を設けること。カ　籠内の左右両面の側板には、手すりを設けること。キ　籠内及び乗降ロビーに設ける操作盤は、車いす使用者が利用しやすい位置に設け、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができるような構造とすること。ク　籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ケ　乗降ロビーは高低差がないものとし、その幅及び奥行きは150センチメートル以上とすること。コ　乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。サ　籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造であること。(2)　移動等円滑化された経路を構成するエレベーターの台数、籠の内法幅及び内法奥行きは、当該施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。 |
| ９　エスカレーター | (1)　エスカレーターを設ける場合は、次に掲げるものでなければならない。ア　踏面及び床面は、滑りにくい仕上げとすること。イ　緊急時に操作しやすい非常停止装置を分かりやすい位置に設けること。ウ　くし板は、できるだけ薄くし、ステップ部分と区別しやすい色とすること。エ　ステップは、縁部分を識別しやすいように色で縁取りすること。オ　行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けること。(2)　7の項に定める構造のエレベーターを設けることが地形上又は構造上困難な施設には、乗降場ごとに、次に定める構造のエスカレーターを設けなければならない。ア　(1)に定める構造とすること。イ　車いす乗用ステップ付きエスカレーターとすること。ウ　エスカレーターを操作する者を呼び出すための装置を設けること。エ　上り専用のものと下り専用のものをそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合については、この限りでない。 |
| 10　鉄道の駅のホーム | 鉄道の駅のホームは、次に掲げるものでなければならない。(1)　床面は、滑りにくい仕上げとすること。(2)　ホームの両端には、転落防止のためのさくを設けること。(3)　ホームと車両とのすき間及び段差は、可能な限り小さくすること。(4)　ホーム上の設置物は、高齢者、障害者等の通行の支障とならないような位置に設けること。 |
| 11　バス停留所 | バスターミナルのバス停留所は、次に掲げるものでなければならない。(1)　バスの行き先、運行系統、時刻表等の案内標示は、次に定める構造とすること。ア　大きく分かりやすい文字、記号、図等で表記し、これらの色彩は地色と対比効果があるものとすること。イ　高齢者、障害者等の通行の支障とならないような位置に設けること。ウ　高齢者、障害者等に見やすい高さに設けること。エ　照明装置を設ける場合は、判読性を高めるために適切な照度を確保すること。オ　案内標示の周辺に車いす使用者が近づけるよう十分なスペースを確保すること。(2)　上屋及びベンチを設けなければならない。 |
| 12 タクシー乗り場 | タクシー乗り場は、次に掲げるものでなければならない。(1)　タクシー乗り場と車道との境界部分の段差は、2センチメートルを標準とすること。(2)　すりつけこう配は、12分の1を標準とすること。(3)　上屋及びベンチを設けること。 |
| 13　便所 | (1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所の全ては、次に掲げるものでなければならない。ア　便所の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。イ　便所の出入口に戸を設ける場合は、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。ウ　(2)アに定める構造の便房 以外に便房を設ける場合は、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造の戸、腰掛便座及び手すりを有するものを1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けること。エ　床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。オ　男子用小便器を設ける場合には、1以上は床置式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類するものとし、手すりを便器の前面及び両側に設けること。カ　洗面器及び洗面器周りの1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ１以上）は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。キ　便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所内部の主な構造を、音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。ク　便所は、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上。ただし、構造上やむを得ないものについては、この限りではない。)は、次に掲げるものでなければならない。ア　便所内に、次に掲げる構造の車いす使用者用便房を1以上設けること。（ア） 便房の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。（イ） 便房の出入口の戸は、自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。（ウ） 便房の出入口及び床面には、段を設けないこと。ただし、６の項に定める構造の傾斜路を設ける場合は、この限りでない。（エ） 便房の出入口の戸又はその付近には、車いす使用者が円滑に利用できる旨の表示を行うこと（オ）便房には、車いす使用者が円滑に利用できる床面積を確保すること。（カ）便房には、腰掛便座、手すり等を適切に配置すること。（キ）洗面器及び洗面器周りの1以上は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。イ　便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる次に掲げる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。（ア） 専用の汚物流しその他利用に必要な設備を設けること。（イ） 便房の出入口の戸又はその付近には、水洗器具を設けた便房である旨の表示を行うこと。ウ　便所内に、次に掲げる設備を設けた便房を１以上設けること。（ア） 乳幼児を座らせることができる設備を設けること。（イ） 便房の出入口の戸又はその付近には、乳幼児を座らせることができる設備がある旨の表示を行うこと。 エ　便所内に、乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設け、当該便所の出入口の戸又はその付近には、それらの設備がある旨の表示をしなければならない。 |
| 14 案内表示 | (1)　公共交通機関の車両等の運行（運航を含む。）に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えなければならない。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。(2)　エレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備（以下この表において「主要な設備」という。）又は(4)に定める構造の案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する標識を設けなければならない。(3)　公共用通路に直接通ずる出入口（鉄道の駅及び軌道の停留所にあっては、当該出入口又は改札口。以下この項において同じ。）の付近その他の適切な場所に、旅客施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。(4)　公共用の通路に直接通ずる出入口の付近には、主要な設備の配置を表示し、次に定める構造の案内板その他の設備を備えなければならない。ただし、主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。ア　大きく分かりやすい文字、記号、図等で表記し、これらの色彩は地色と対比効果があるものとすること。イ　高齢者、障害者等の通行の支障とならないような位置に設けること。ウ　高齢者、障害者等に見やすい高さに設けること。エ　照明装置を設ける場合は、判読性を高めるために適切な照度を確保すること。オ　案内板その他の設備の周辺に車いす使用者が近づけるよう十分なスペースを確保すること。 |
| 15　視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備 | (1)　視覚障害者誘導用ブロックの構造は、次に掲げるものでなければならない。ア　大きさは、縦横それぞれ30センチメートル又は40センチメートルとすること。イ　色は、原則として黄色とすること。ウ　材質は、十分な強度を有し、滑りにくく、耐久性に優れ、退色しにくく、及び輝度の低下が少ない素材とすること。エ　形状は、次のとおりとすること。（ア）　突起の形状は、視覚障害者が認識しやすいものとすること。（イ）　移動の方向を示す場合は、線状の突起とすること。（ウ）　視覚障害者の注意を喚起し、警告を促す場合は、点状の突起とすること。(2)　次に定める場所には、(1)に定める構造の視覚障害者誘導用ブロックを敷設しなければならない。ア　出入口から主要な通路、エレベーター、券売機、出札口、改札口又は乗降場に至る連続した経路イ　階段、段及びエスカレーターの始終端部に近接した床面等の縦断勾配が急激に変化する場所ウ　鉄道の駅のホームの縁端及び両端エ　券売機、便所及び点字案内板の正面に至る経路オ　バス停留所及びタクシー乗り場の乗車口(3)　3の項に定める構造の改札口の1以上には、音により視覚障害者を誘導する装置を設けなければならない。 |
| 16　聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備 | 主要な通路、乗降場及び出札口、案内所等のカウンターには、それぞれ1以上文字により情報を表示するための設備を設けなければならない。 |
| 17　警報設備及び避難口誘導灯 | (1)　音響装置により火災を知らせる警報設備を設けなければならない。(2)　屋外へ通ずる出入口には、点滅型誘導灯を設けなければならない。 |
| 18　附帯設備 | (1)　券売機を設ける場合は、1以上を高齢者、障害者等が利用しやすい位置に設け、次に掲げるものでなければならない。ア　前面には、車いす使用者が円滑に利用できるよう十分なスペースを確保すること。イ　操作ボタン、金銭投入口、金銭取出口等は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるような構造とすること。ウ　操作ボタンは、点字による表示を行うこと。(2)　カウンター、記載台、公衆電話台等を設ける場合は、1以上を高齢者、障害者等が利用しやすい位置に設け、車いす使用者が利用しやすい高さ、幅及び奥行きを確保しなければならない。(3)　水飲みを設ける場合は、1以上を高齢者、障害者等が利用しやすい位置に設け、次に掲げるものでなければならない。ア　車いす使用者が利用しやすい高さとし、周囲には十分なスペースを確保すること。イ　水栓は、光感知式、ボタン式又はレバー式とすること。(4)　自動販売機等を設ける場合は、1以上を高齢者、障害者等が利用しやすい位置に設け、次に掲げるものでなければならない。ア　前面には、車いす使用者が円滑に利用できるよう十分なスペースを確保すること。イ　操作ボタン、金銭投入口、金銭取出口等は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるような構造とすること。(5)　ベンチを設ける場合は、高齢者、障害者等の通行の支障とならないような位置に設け、両端に手すり又は大きめの肘掛けのあるものを2以上設けなければならない。 |

別表第９（第４条第２項）

（平16規則103・平17規則50・平20規則８・平25規則68・平25規則81・平25規則85・令元規則19・一部改正）

４　公共交通機関の施設

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 整備項目 |
| 1移動等円滑化された経路 | 2　出入口 | 3　通路 | 4　改札口 | 5　階段 | 6　傾斜路 | 7　手すり | 8　エレベーター | 9　エスカレーター | 10　鉄道の駅のホーム | 11　バス停留所 | 12　タクシー乗り場 | 13　便所 | 14　案内標示 | 15　視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備 | 16　聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備 | 17　警報設備及び避難口誘導灯 | 18　附帯設備 |
| 1　鉄道の駅 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | 　 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 2　軌道の停留所 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | 　 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 3　港湾旅客施設 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | 　 | 　 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 4　バスターミナル等 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 　 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

（備考）

１　○印は、整備項目の欄に掲げるものが、当該各項に掲げる区分の公共交通機関の施設にそれぞれ適用されるものであることを示す。

２　当該３の項及び４の項に掲げる区分の施設については、別表第８の１の項(9)に規定する整備基準は、適用しない。